

さ情審査答申第252号
令和5年11月22日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年12月19日付けで貴職から受けた、「平成14年以前の建築等に
係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報。建築行政課職員が
違反については継続して指導しているとの説明がありました。」(以下「本件対象
行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査
請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年5月26日付け建建建行第330号によ
り、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当であ
る。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市
条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政
情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示とし
た部分の開示と、平成15年以降の現在までの文書の開示を求めるもので
ある。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によれば以下のと
おりである。

本件不開示情報は条例第7条第2号、第3号、第5号に該当しない。

不開示理由の不立証。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

現在まで継続して指導していることがわかる行政情報を請求していなが
ら、不適正な都合の良い御理解をいただき、文書も平成14年度までとした。

現在までの文書を開示せよ。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人より、「平成14年度以前の建築等に係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報」との行政情報開示請求を受けたことから、処分庁は、建築基準法における過去の違反建築物に関する各種調書について、一部開示を行った。

- 2 違反建築物を指導した記録（以下「指導経過書」という。）内の対応経過を記入した欄（以下「対応経過欄」という。）の中には、個人または法人等の建物所有者等または通報者と市職員とのやり取りの記録が残されている。

対応経過欄の中でこれらの行動を表現する部分を公開してしまうと、違反の通報や指導の連絡、違反現場への訪問や指導内容の日時ならびに回数などの情報が含まれることから、通報者や周囲の住民が知り得る情報との照らし合わせにより、違反物件を特定されるおそれがあるものと考えられる。

このことから、建物所有者等が個人である場合には、対応経過欄は、条例第7条第2号により個人に関する情報に該当するものと考えられる。

また、建物所有者等が法人等である場合には、当該法人等が特定行政庁（建築基準法第2条第35号で定義）から建築基準法令違反に係る行政指導を受けた事実が明らかになり、行政指導を受けたこと自体が公にされるだけで、信用の低下を招き、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。また、当該建築物自体についても、風評被害により、当該建築物に関連する取引や契約において不利な扱いを受けるおそれがある。このことから、建物所有者等が法人等である場合には、対応経過欄は、条例第7条第3号アに該当するものと考えられる。

これらの理由により、指導経過書内の対応経過欄の全体を不開示部分としたものである。

- 3 条例第7条第5号の情報は、市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、その発見を困難にするおそれがある等、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと定めている。

指導経過書内の対応経過欄に記録された情報は、前述2のとおりであるが、違反建築物の是正指導において、電話の有無や来訪した等の記録の部分を公開することが前提となれば、第三者が是正指導の傾向をつかむことが

できるため、不信感や誤解を与え、十分な情報提供を得ることができなくなり、今後の行政指導に影響が出ると考えられる。

また、対応経過欄の内容が開示されると、行政指導の裁量による判断事例が公になってしまうことで、行政処分の対象とならないまでの違反が繰り返されるおそれがあり、事務の適切な遂行に支障が出ることになる。

このことから、対応経過欄の情報は、条例第7条第5号アの情報に該当し、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられるため、対応経過欄の全体を不開示部分としたものである。

- 4 「本件不開示情報「指導経過書」等のうち、社会的信用等の低下を及ぼす部分以外を開示せよ。（「～電話した」「～来庁した」「～現場にて」などなど）」との主張について

審査請求人は、このことについて、条例第7条各号に該当しないと主張しているが、上記2、3の理由のため、不開示としたものである。

- 5 「平成14年までの部分しか開示されておらず、現在まで違反指導をしている文書を特定していない。誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効である。」との主張について

審査請求人は、このことについて、現在まで違反指導をしている文書を特定していないとしているが、平成14年度以前に違反が発覚した物件において、引き続き平成15年度以降も指導が継続されている物件の指導経過書について、一部開示している。

よって、開示請求のあった情報については、条例第7条各号の不開示部分を除き、すべて開示しており、審査請求人の主張は認められない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年4月27日に開示請求を行った「平成14年以前の建築等に係る違反について継続して指導したことがわかる行政情報。建築行政課職員が違反については継続して指導しているとの説明がありました。」である。

これに対して実施機関は、保有している情報を特定し、条例第7条第2号、第3号ア、または第5号アに該当する部分を除いて開示した。

審査請求人はこの決定に対して、不開示とした部分は条例第7条第2号、第3号、または第5号に該当しない、また、平成14年までの部分までしか開示されていないと主張し、不開示とした部分の開示と、15年以降に継続して指導した文書について開示を求めて審査請求を行ったものである。

- 2 本件処分の当否について

- (1) 指導経過書内の対応経過欄には、個人または法人等の建物所有者、または通報者と市職員とのやり取りが記載されており、開示されると、建物所有者が個人である場合には、そこに記録されている内容と通報者や周囲の住民が知り得る情報とを照らし合わせることにより、違反物件を特定され建物所有者が識別されるおそれがあるといえる。
 - (2) また、建物所有者が法人等である場合には、当該法人等が建築基準法違反に係る行政指導を受けた事実が明らかになることで信用の低下を招き、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。
 - (3) さらに、違反建築物の是正指導に関する事務は、市の検査、取締りに係る事務に関するものであるところ、対応経過欄の内容が開示されることになれば、是正指導の傾向や行政指導の裁量などが公に知れ渡ることになり、これにより十分な情報提供を得ることができなくなったり、行政処分の対象とならない程度の違反が増えるなど、事務の適切な遂行に支障が生じるおそれも認められる。
 - (4) 以上より、対応経過欄が条例第7条第2号、第3号ア、または第5号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。
 - (5) なお、審査請求人の、「平成14年までの部分しか開示されていない」との主張については、平成14年以前に違反が発覚した物件において、引き続き平成15年以降も指導が継続されている物件の指導経過書を、不開示部分を除いて開示していることから、この部分の審査請求人の主張も認められない。
- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第1のとおり、答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 12月20日	諮問の受理（諮問第446号）
②	令和5年 8月3日	審議
③	令和5年 9月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和5年 11月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士 令和5年10月21日退任
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士 令和5年10月21日退任
委 員	中 澤 和 美	弁護士 令和5年10月22日就任
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士 令和5年10月22日就任

(五十音順)